

ガイドライン適合事業所認定の 制度概要と申請準備のポイント

目次

1. ガイドラインの概要

- これまでの経緯
- ガイドラインの概要

2. ガイドライン適合事業所認定の概要

- 「ガイドライン適合事業所認定」制度の趣旨とメリット
- 制度の仕組
- 申請要件
- 平成30年度からの主な変更点
- 審査の観点
- ガイドラインに基づいた質向上の取組
- 申請書類について
- 審査及び認定に係る費用について
- ガイドライン適合事業所認定公式Webサイトのご案内
- 審査認定機関について

3. 申請準備のポイント

1. ガイドラインの概要

これまでの経緯

平成23年度「ガイドライン」策定

平成25～29年度「ガイドライン」周知・普及

- ①民間教育訓練機関へ周知
- ②厚生労働省HPに掲載
- ③講習会開催・個別相談会開催 等

平成28・29年度
「ガイドライン適合事業所認定トライアルテスト」
実施

平成30年度より
「ガイドライン適合事業所認定」実施

令和元年度は実施2年目

今ここ

厚生労働省は平成23年度告示の「第9次職業能力開発基本計画」に基づき、公的職業訓練（ハロートレーニング）の大きな担い手である民間教育訓練機関が提供する職業訓練サービスの質の向上を図るため、平成23年度に『民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン』（以下、「ガイドライン」という。）を策定。

その後、厚生労働省は「ガイドライン」の周知・普及のため、①民間教育訓練機関への周知、②厚生労働省HPにおけるガイドライン掲載、③ガイドラインに関する講習会や個別相談会の開催、等を実施。

平成28・29年度において、制度の試行実施としてのトライアルテストを実施。

平成30年度より「ガイドライン適合事業所認定」を実施。

ガイドラインの概要(1)

ガイドラインは以下のもので構成されています。

■ ガイドライン本文

職業訓練サービスと民間教育訓練機関のマネジメントについて、それぞれの質の向上のための具体的な取組を記載

■ 質向上のための取組例

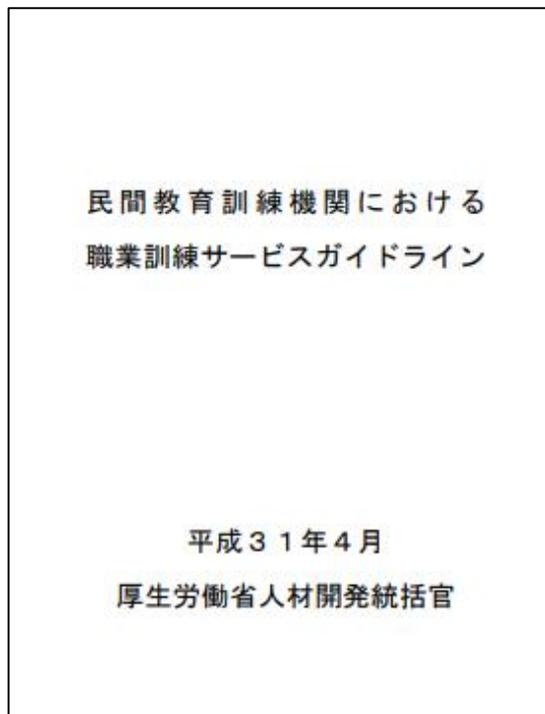
ガイドラインの項目にあわせて、民間教育訓練機関で実際に取り組みられている職業訓練サービスの質の向上のための実践例や更なる質の向上のための参考例を掲載

■ 民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質の向上のための自己診断表

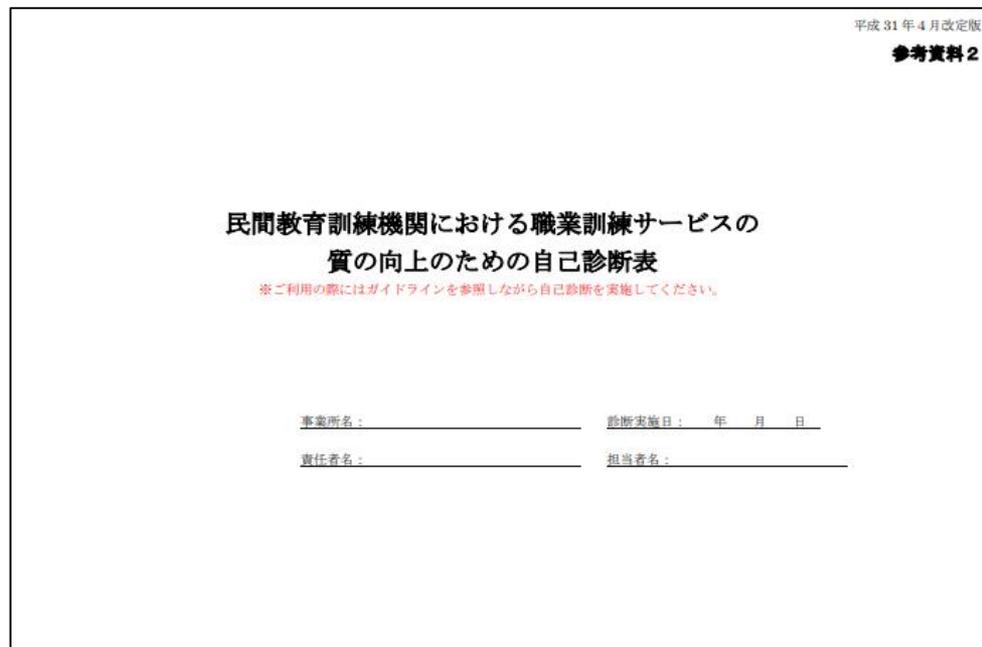
ガイドライン本文の記載事項に対して、各取組の現状を自己診断(確認)するための診断表

ガイドラインの概要(2)

- ガイドラインは厚生労働省のHPよりダウンロードできます。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/minkan_guideline.html



ガイドライン本文



民間教育訓練機関における職業訓練サービスの
 質向上のための**自己診断表**
 (ガイドラインに基づく自己診断表)

ガイドラインで示されている指針の概要

◆ 職業訓練サービスについて

- ・ニーズ等の明確化
- ・職業訓練サービスの設計
- ・職業訓練サービスの実施
- ・職業訓練サービスのモニタリング
- ・職業訓練サービスの評価

◆ 民間教育訓練機関のマネジメントについて

- ・マネジメントシステムの確立
- ・事業戦略及び計画
- ・マネジメントシステムに関する情報共有
- ・記録及び文書管理
- ・財務管理及びリスク管理
- ・人事管理並びに人的及び物的資源の管理
- ・見直し及び改善

2. ガイドライン適合事業所認定の概要

「ガイドライン適合事業所認定」制度の趣旨

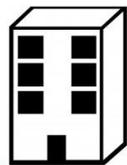
ガイドラインに基づいて公的職業訓練等¹の質向上の取組を行う民間教育訓練機関²に対して審査を行い、ガイドラインに対する適合の可否を認定する。

1 : 公的職業訓練等とは、以下を指します。

- ・ 公的職業訓練
（公共職業訓練のうち委託訓練、求職者支援訓練）
- ・ 教育訓練給付制度の指定講座

2 : 民間教育訓練機関とは、あらゆる規模の民間の組織又は個人で、職業訓練サービスを提供する者。

「ガイドライン適合事業所認定」制度のメリット



ガイドラインに
基づいた
質向上の取組

民間教育訓練機関

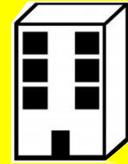
質向上への取組



ガイドラインに
基づいた審査

審査認定機関(審査員)

第三者による審査



適合事業所

認定取得

組織内のメリット

① 訓練の質の向上につながる

- 業務の明確化・明文化
- 課題の洗い出し
- 業務フロー(仕組)の再構築
- 訓練の質向上について組織内の意識の共有化
- PDCAサイクルを確立・運用することにより、業界を取り巻く環境変化への対応力向上 等

対外的なメリット

② 求職者支援訓練の認定申請の際の加点ポイントとなる

(令和元年度10月以降開講分より適用)

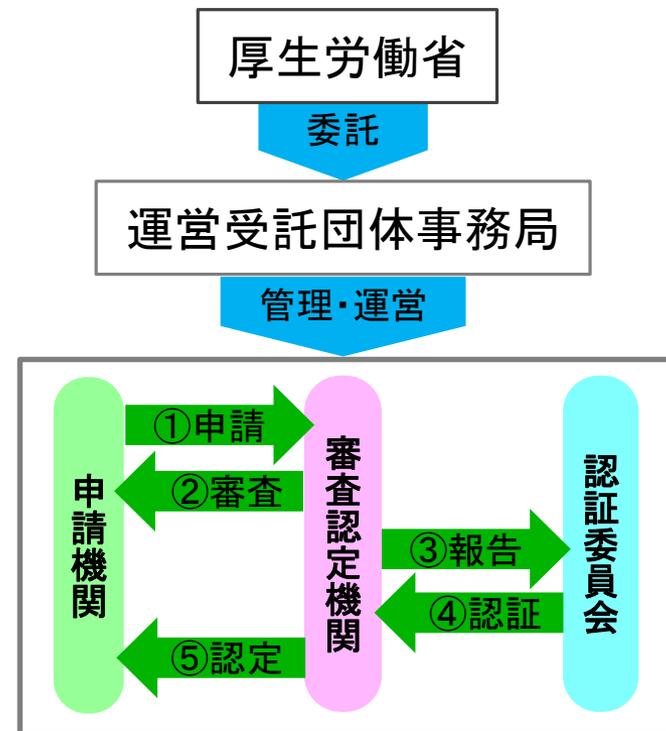
③ 適合事業所名が公表される(ガイドライン適合事業所認定の公式Webサイト上)

④ 認定証が付与される(有効期間は認定日から起算して3年を経過する日の属する月の末日まで)

⑤ 認定マークを広報等に使用することができる

制度の仕組

- ① **申請**: ガイドライン適合事業所認定の取得を希望する事業所は、申請要件を満たした上で、厚生労働省から委託を受けた審査認定機関に所定の申請書類等を提出します。(※申請には、審査認定機関が定める所定の審査認定料がかかります。)
- ② **審査**: 申請書類等をもとに審査認定機関の審査員が書類審査を行います。書類審査の完了後、審査員が事業所を訪問し現地審査を実施します。現場確認や関係者ヒアリング等を行い、ガイドラインに示されている指針を満たしているか(適合/不適合)を判断し、認定の可否を決定します。
- ③ **報告**: 審査認定機関は審査結果(適合/不適合)を認証委員会へ報告します。
- ④ **認証**: 審査認定機関による審査結果(適合/不適合)を認証委員会が認証します。
- ⑤ **認定**: 適合の場合には、審査認定機関から事業所へ認定証が付与されます。



申請要件(1)

- ガイドライン適合事業所認定の申請には、申請時に原則以下1～10の申請要件を全て満たしていることが必要です。また、審査の対象範囲は事業所単位です。

1. ガイドラインを用いて、既に職業訓練サービスの質の向上に取り組んでいる※民間教育訓練機関であること。具体的には、「自己診断表兼補正報告書」(様式1-8)(以下、「自己診断表」という。)において、自己診断の結果が全て「◎」(できている)であること。ただし当該民間教育訓練機関において適用外である確認事項は除く。
2. 「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を受講した人員を有していること。
3. 以下に該当する教育訓練を、現在実施しているか、又は将来実施する計画があること。
 - ①公的職業訓練
 - ②教育訓練給付制度の指定講座

※「ガイドラインを用いて、既に職業訓練サービスの質の向上に取り組んでいる」とは、ガイドライン研修を受講した方が中心となり、ガイドラインを用いて職業訓練サービスの質の向上に取り組んだ上で、その取り組み状況を内部監査で確認し、必要に応じて是正活動などを行った結果、「自己診断表兼補正報告書」(様式1-8)の自己診断の結果が全て「◎(できている)」となっていることです。

申請要件(2)

4. 公的職業訓練及び教育訓練給付制度の指定講座の実施に関して、以下に該当しないこと。
 - ① 過去に重大な不正行為等により求職者支援訓練の認定又は委託訓練の選定を取り消されたことがある。
 - ② 過去に重大な不正行為等以外の理由により求職者支援訓練の認定又は委託訓練の選定を取り消されたことがあり、その取消日から起算して5年を経過していない。
 - ③ 過去に教育訓練給付制度において講座指定を取り消されたことがあり、指定取消日から起算して5年を経過していない。
5. 直近3年間、租税等の納付を適正に行っていること。
6. 暴力団関係事業主ではないこと。
7. 風俗営業等関係事業主ではないこと。
8. 上記5. から7. に掲げるもののほか、職業訓練の実施に関して不適切な行為並びにその他関係法令の規定に反した行為を行っている又は行ったことがある民間教育訓練機関ではないこと。

申請要件(3)

9. 次に掲げる全ての事項に該当する者であること。
なお、法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方式に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。
- ① 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと(認定の申請時点において、直近2年間の保険料の未納がないこと)。
 - ② 過去3年間に労働関係法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、職業訓練の実施に支障をきたすと判断される者でないこと。
10. 直近の事業年度において、債務超過の状況にないこと。また、組織の経理(決算、財務諸表等)が公表されている等、容易に確認できること。

平成30年度からの主な変更点(1)

① 認定対象の拡大

公的職業訓練

求職者支援訓練 委託訓練

教育訓練給付制度

指定講座

今年度より追加

を実施している(実施予定である)
事業者が認定の対象

昨年度の認定対象であった公的職業訓練を実施している(又は実施予定である)事業所に加え、教育訓練給付制度の指定講座を実施している(又は実施予定である)事業所(※)も認定対象とする。

※ 雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を実施する者の事業所のこと。

② 認定マークの決定

審査認定機関から認定を受けた事業所(適合事業所)は、ガイドラインに適合していることの証として「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定の認定マーク」(以下、「認定マーク」という。)を広報等に使用することができる。

なお、使用に関しては、運営要領に定めるとおり、「令和元年度職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定マークの使用規程」(運営要領の別添4)に従う。

今年度決定

認定マーク



認定証発行番号
第0000XX0000(0)号

平成30年度からの主な変更点(2)

③ ガイドラインの改定

民間教育訓練機関にとって更に分かりやすく、使いやすいガイドラインとなるよう、主に以下の点についてガイドラインの改定が行われた。

【主な改定内容】(平成31年4月24日厚生労働省プレスリリースより抜粋) 今年度改定

- | | |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 e-ラーニング
について追記 | e-ラーニングによる訓練が、今後増加していくことを想定し、本人確認や職業訓練能力の習得状況のモニタリング方法等について追記。 |
| 2 内部監査に関する
具体的な取組を記載 | 内部監査として、具体的に職業訓練機関が行うべき手順、実施者、是正処置等について取組の記載を充実。 |
| 3 指針に合わせた
自己診断表 | 自己診断表の項目について、本文の指針の項目と自己診断表の項目を整合させ、本文の指針に合わせて分かりやすく整理。 |
| 4 自己診断表
エビデンス欄の改良 | 自己診断表のエビデンス欄について、「手順・マニュアル」「証拠・記録・記録文書等の管理」「維持更新管理」の4つの欄を「エビデンスの名称(作成日/改訂日)」にまとめ、各教育訓練機関のエビデンス文書名とその維持・更新日を記載する形に変更。 |

ガイドラインに基づいた質向上の取組

取組例 ガイドライン3.1.1「ニーズ等の把握」に基づいた質向上の取組の手順

※以下の取組の手順を参考に、全ての指針に基づき質向上に取り組んでください。

①ガイドラインを理解する (本文を読み指針について理解する)

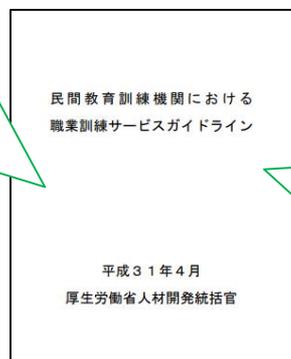
3.1 職業訓練のニーズ等の明確化 (P.12)

3.1.1 ニーズ等の把握

【指針】民間教育訓練機関は、質の良い職業訓練サービスを設計又は開発して提供するに当たり、職業訓練サービスに関する以下のニーズ等の把握等を行う。

- (1) 経済及び雇用失業情勢、産業構造等の社会動向の把握
- (2) 事業所等のニーズの把握
- (3) 受講予定者等のニーズの把握
- (4) 多様なニーズ等の把握
- (5) 「ニーズ等の把握」に関する管理

※【指針の補足説明】もよくお読みください。



「ガイドライン」

②質向上に取り組む

(ガイドラインの参考資料「職業訓練サービスの質の向上のための取組例」を参考にする)

3.1.1 ニーズ等の把握 (P.50~51)

【その他の参考例】(事例1)
a.職業訓練サービスを提供する地域の産業や雇用の実態を3年毎に把握し、整理している。

取組例を参考に事業所の状況にあわせた質向上の取組を実施する

③記録する

(実施した質向上の取組について「自己診断表兼補正報告書」に記入する)

※「自己診断表兼補正報告書」は、質向上の取組概要を記入する申請書類です。

3.1.1 ニーズ等の把握

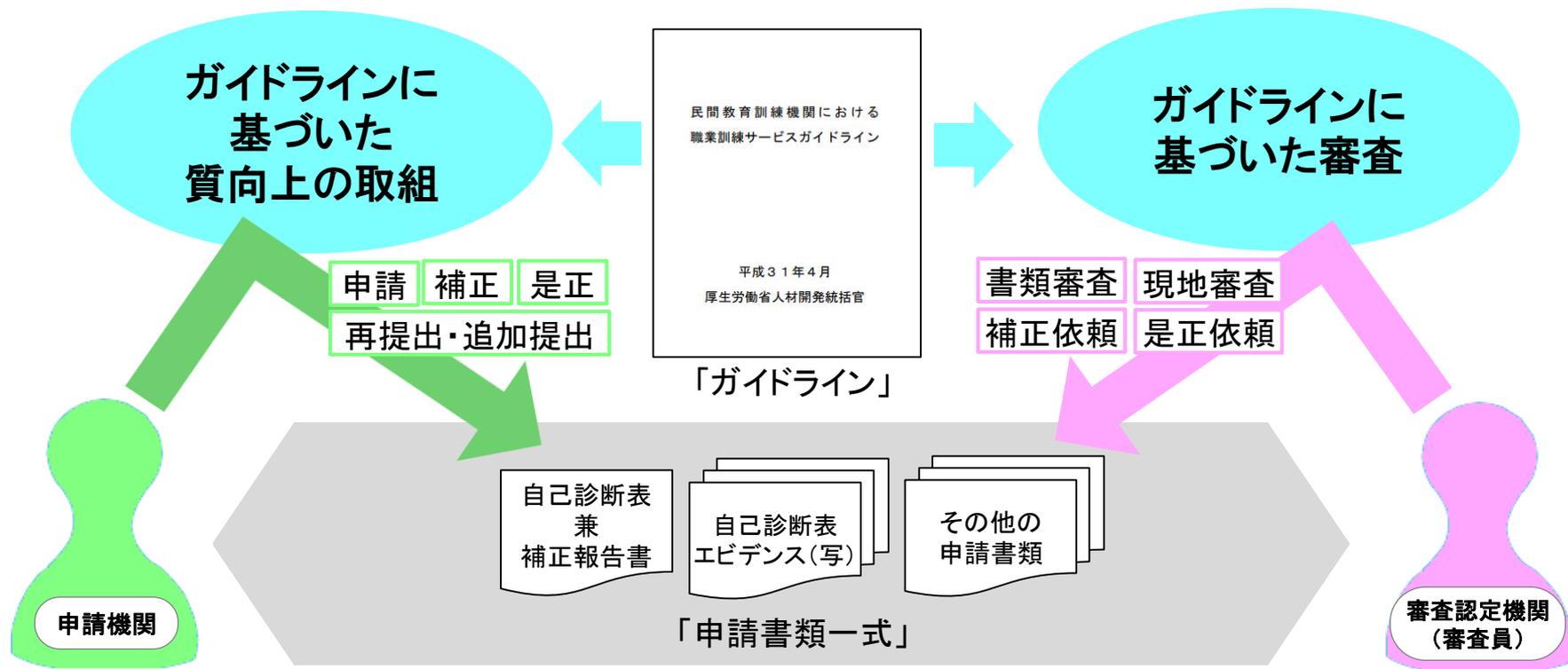
◆自己診断表

項番	自己診断表の確認事項ごとの取組概要	自己診断結果
(1)	社会の景気動向や雇用情勢等の情報を把握していますか？	◎
<p>「1:景気動向及び雇用情勢についてのデータ集」の通り、収集した情報を種別ごとに整理している。景気動向の情報は毎月発行される厚生労働省の労働市場分析レポートによって把握し、雇用情勢については都道府県労働局の毎月発行される最近の雇用失情勢によって把握している。また、イベントや研修などで関連する情報が収集できた場合にも、データ集に保存している。</p>		



「自己診断表兼補正報告書」

審査の観点



申請機関は、ガイドラインに基づいた質向上の取組を行った上で、申請書類一式を提出し、認定の申請を行う。

審査認定機関は、ガイドラインに基づいた審査のポイントに沿って、申請書類一式を確認し、審査を進める。

審査認定機関は、公的職業訓練等の質向上の取組が、ガイドラインの指針を満たしているか否かを審査します。

申請書類受付期間と審査のスケジュール

- ◆ 申請書類受付開始: 8月30日(金)
- ◆ 申請書類受付〆切: 10月31日(木)
- ◆ 申請から認定までの期間: 2カ月半～3カ月程度

※申請に関する具体的なご質問(申請書類やエビデンスについての不明点等)は、公平性を期すために8/19(月)より各審査認定機関にて一斉に受付を開始いたします。

※スケジュールは審査認定機関によって異なり、変更となる場合があります。
 ※スケジュールについての詳細及び最新の情報は公式Webサイトにてご確認ください。



- 令和元年度の申請受付予定数は180です。(申請は事業所単位です)
- 申請数が申請受付予定数を超えた場合には、申請書類受付期間の途中であっても、受付を停止することがあります。その場合には、申請書類を返却し、審査認定料を返金します。
- 同一申請機関から多数の事業所について申請がある場合には、申請数について調整をさせて頂くことがあります。

申請書類の提出先と提出方法

申請書類の提出先

- 申請書類は、厚生労働省から委託を受けている審査認定機関へ提出してください。
- 審査認定機関については、公式Webサイトにてご確認の上、申請先となる審査認定機関を選択してください。
- 審査認定機関は複数あり、それぞれ特色がありますが、審査内容や手順は同じです。詳細は各審査認定機関へお問合せ下さい。

申請書類の提出方法

- 申請書類の提出方法は審査認定機関ごとに異なりますので、各審査認定機関の指示に従いご提出ください。

申請書類(申請時の必要書類)

- | | |
|---------------------------------|--------------------------------------------------|
| ① 申請書(鑑) | ⑪ 訓練実施状況報告書 |
| ② 誓約書 | 12 公的職業訓練及び教育訓練給付制度の指定講座について実施または実施予定であることがわかる書類 |
| ③ 申請機関及び受査事業所基本情報報告書 | ⑬ 講座内容報告書 |
| 4 貸借対照表(写) | ⑭ 講師基本情報報告書 |
| 5 損益計算書(写) | ⑮ 自己診断表兼補正報告書 |
| 6 教育訓練実施体制図(組織図) | ⑯ 自己診断表エビデンス一覧 |
| 7 受査事業所保有機材一覧 | 17 自己診断表エビデンス(写) |
| 8 受査事業所保有教室平面図 | |
| ⑨ 個人情報保護方針報告書 | |
| 10 個人情報保護に関する認証等を取得していることがわかる書類 | |
- ※○の申請書類は、所定の様式があり、配布資料として「申請書類(見本)」をご用意しております。

申請書類の詳細は、「申請の手引」の表1「申請書類一覧」をご確認ください。

審査及び認定に係る費用について

審査認定料について

- 審査認定料は、ガイドライン適合事業所認定の審査及び認定に係る手数料です。

令和元年度ガイドライン適合事業所認定における審査認定料は、40～50万円(税抜)が目安金額になっています。

- 審査認定料には、申請書類の確認に係る費用、書類審査に係る費用、現地審査に係る費用、認定・登録に係る費用が含まれます。
- 審査認定料は、審査認定機関からの指示に従い、金額・支払期限をご確認の上お支払いください。

現地審査旅費について

- 審査認定料の他に、現地審査旅費について審査認定機関から請求されます。

審査及び認定に係る費用の詳細については、審査認定機関に直接ご確認ください。

審査認定料の目安金額(運営要領別添3)

令和元年度ガイドライン適合事業所認定 審査認定料の目安金額

※目安金額は全て税抜きで記載

審査認定機関における申請から認定までの主な業務	目安金額(税抜)
申請書類の確認 ・申請書類に不備がある場合:申請書類の補正・再提出・追加提出を依頼 ・申請書類に不備がない場合:申請書類の受理	5万円 (補正・再提出・追加提出の場合は無料。)
書類審査 書類審査の実施 書類審査の結果、書類審査完了の基準を ・満たしている場合:現地審査の準備へ進む ・満たしていない場合:申請書類の補正・再提出・追加提出を依頼	15万円 (補正・再提出・追加提出の場合、追加料金は10万円。この追加料金は2・3回目の書類審査に対して一括10万円(税抜)とする。)
現地審査の準備 現地審査決定通知(日程の調整等) 現地審査確認事項通知	-
現地審査 現地審査の実施 現地審査結果のとりまとめ 審査会議	15万円 (是正活動に係る費用を含む。但し、是正活動は1回まで。)
是正活動への対応 是正依頼書の作成・送付 是正報告書の受付 是正審査の実施 是正審査結果報告書の作成・提出 審査会議	[+現地審査旅費(実費※)]
認証委員会に対する審査結果の報告 審査結果報告書等の作成・提出	-
不適合の場合 申請機関に対する審査結果の通知 不適合事項通知書の作成・送付	-
適合の場合 【認定登録料】 申請機関に対する審査結果の通知 認定証の作成・送付 適合事業所の登録・管理 認定マーク使用の許可・管理 申請機関の申請書類等の保存 適合事業所の登録情報の変更 適合事業所に対する再審査・認定取消	5万円(目安金額)
<合計>	40万円 [+現地審査旅費(実費※)]

※現地審査旅費については、担当審査員2名分を上限とする実費を請求する。

申請書類の確認は3回まで

目安金額:5万円

(補正・再提出・追加提出の場合は無料)

書類審査は3回まで

目安金額:15万円

(補正・再提出・追加提出の場合、追加料金は10万円。この追加料金は2・3回目の書類審査に対して一括10万円(税抜)とする。)

現地審査は1回まで

目安金額:15万円

(是正活動に係る費用を含む。但し、是正活動は1回まで。)

適合の場合の認定登録料

目安金額:5万円

目安金額の合計:40万円
(書類審査2・3回目を実施した場合50万円となる。)

現地審査旅費

(担当審査員2名分を上限とする実費)

ガイドライン適合事業所認定 公式Webサイトのご案内(1)

公式Webサイト

<http://www.minkan-guideline-tekigo.info>



令和元年度
職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定
(略称:ガイドライン適合事業所認定)

お問い合わせ

ホーム | ガイドライン適合事業所認定とは | 審査認定のご案内 | 審査認定機関一覧 | 適合事業所一覧 | 質保証取組の好事例の紹介 | 適合事業所の皆様へ | よくあるご質問

認定マーク
ができました!
詳細は「認定取得のメリット」
をご覧ください。

職業訓練サービスを提供する民間教育訓練機関の
質の向上に関する取り組みを支援します

お知らせ

2019年07月01日 | **NEW** 令和元年度ガイドライン適合事業所認定に関する説明会を開催いたします。

2019年07月01日 | **NEW** 令和元年度ガイドライン適合事業所認定に関する情報を掲載いたしました。

ガイドライン
適合事業所認定とは
制度について

- ・ホーム
- ・ガイドライン適合事業所認定とは
- ・審査認定のご案内
- ・審査認定機関一覧
 - ↳ 審査認定機関のお問合せ先を掲載
- ・適合事業所一覧
- ・質保証取組の好事例の紹介
- ・適合事業所の皆様へ
- ・よくあるご質問

公式Webサイトのご案内(2)

適合事業所についての公表ページ

令和元年度

職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定

(略称:ガイドライン適合事業所認定)

ホーム	ガイドライン適合事業所認定とは	審査認定のご案内	審査認定機関一覧	適合事業所一覧	質保証取組の好事例の紹介
-----	-----------------	----------	----------	---------	--------------

ホーム > 適合事業所一覧

適合事業所一覧

平成30年度ガイドライン適合事業所

平成30年度ガイドライン適合事業所認定を取得された事業所（適合事業所）は以下のとおりです。

通番	適合事業所名 (申請機関名)	所在地	認定証		
			発行番号※	発行日	有効期限
1	株式会社通同事務サポート (同上)	福岡県 福岡市	2019JD0001(1)	平成31年 3月28日	令和4年 3月31日
2	オフィスメイト株式会社 田辺教室 (オフィスメイト株式会社)	和歌山県 田辺市	2019JM0002(1)	平成31年 3月15日	令和4年 3月31日
3	株式会社ニチイ学館 大阪支店 (株式会社ニチイ学館)	大阪府 大阪市	2019JD0003(1)	平成31年 3月20日	令和4年 3月31日
	コンピュータアカデミ	岐阜県			令和4年

質保証取組の好事例についての紹介ページ

令和元年度

職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定

(略称:ガイドライン適合事業所認定)

ホーム	ガイドライン適合事業所認定とは	審査認定のご案内	審査認定機関一覧	適合事業所一覧	質保証取組の好事例の紹介
-----	-----------------	----------	----------	---------	--------------

ホーム > 質保証取組の好事例の紹介

質保証取組の好事例の紹介

平成30年度ガイドライン適合事業所認定

平成30年度ガイドライン適合事業所認定を取得された事業所（適合事業所）の好事例は以下のとおりです。（ご覧になりたい好事例をクリックすると、各詳細ページに遷移します。）

好事例1

マニュアルが明確になり、業務の遂行がスムーズになった！

〔A校〕学校法人 岡南市、従業員数29人

好事例2

社内の情報共有が強化され、質向上の意識が高まった！

〔B社〕有限会社 防府市、従業員数12人

好事例3

受講生のニーズを踏まえ詳細な案内を行うようになった！

〔C社〕株式会社 福岡市、従業員数9人

好事例4

好事例5

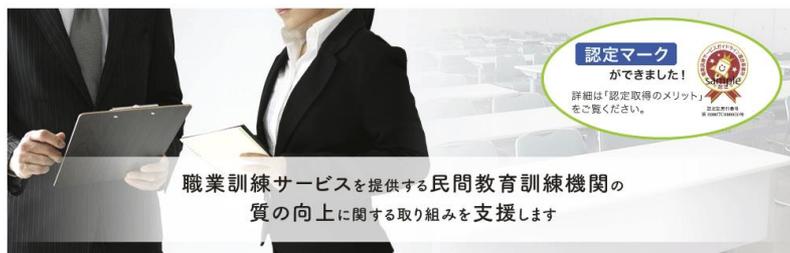
3. 申請準備のポイント

1 申請準備に係る資料

公式
Webサイト

令和元年度
職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定
(略称:ガイドライン適合事業所認定)

ホーム	ガイドライン 適合事業所認定とは	審査認定の ご案内	審査認定 機関一覧	適合事業所 一覧	質保証取組の 好事例の紹介	適合事業所の 皆様へ	よくある ご質問
-----	---------------------	--------------	--------------	-------------	------------------	---------------	-------------

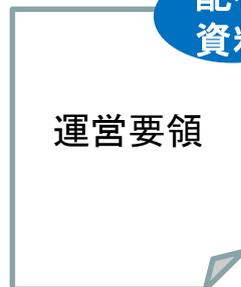


↑ガイドライン適合事業所認定 公式Webサイト

<http://www.minkan-guideline-tekigo.info>

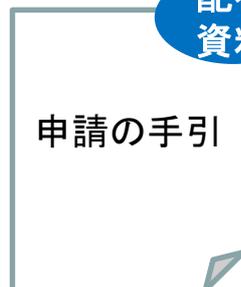
- ・制度の概要について掲載
- ・運営要領、申請の手引、申請書類
がダウンロード可能
- ・以下へのリンクあり
 - ガイドライン適合事業所認定説明会の開催案内
 - ガイドライン研修の開催案内
 - 厚生労働省HP

配布
資料



← **運営要領**
: 制度の適正な運営を図る
ため、必要な事項を定め
たもの。
(申請要件、用語、利害関係者
の責務、審査・認定の仕組等)

配布
資料



← **申請の手引**
: 申請機関／受査事業所
に対する、申請手続きに
ついてのマニュアル。
(申請の流れ、申請に必要な書
類、申請における注意点等)

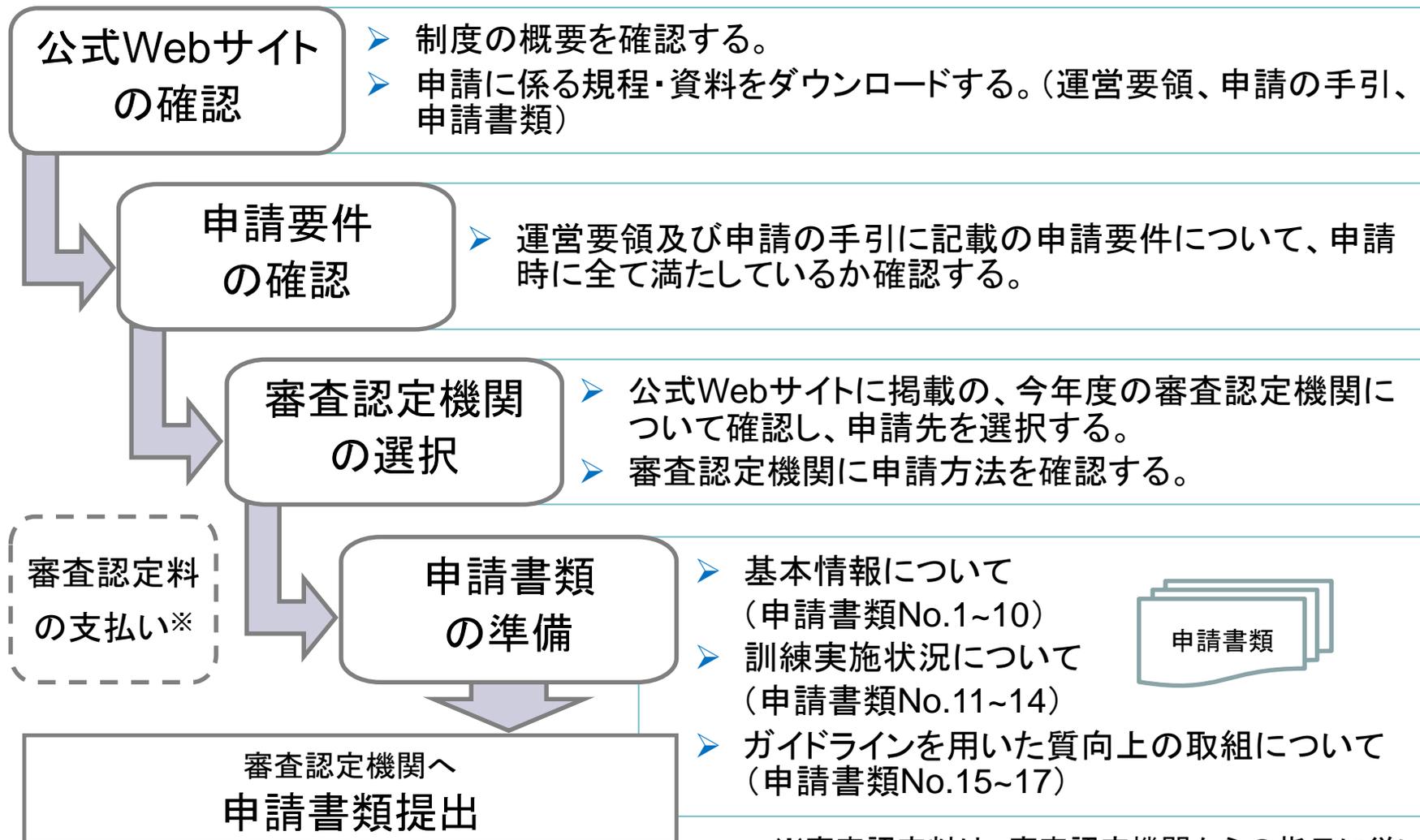
配布
資料



← **申請書類**
: 申請機関が申請の際に
提出する様式

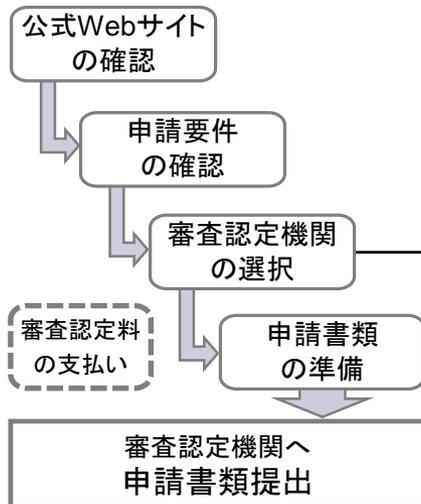
- ・様式番号は「様式1-1」のように、1から始まる。
- ・原本及び見本は公式Webサイトよりダウンロード可能。

2 申請準備の流れ



※審査認定料は、審査認定機関からの指示に従い金額・支払期限をご確認の上お支払いください。

3 申請準備のポイント(1)



「申請の手引」 P.6

「申請の手引」には「★」印を付して申請に関する留意事項を記載しています。

★申請の準備についての留意事項

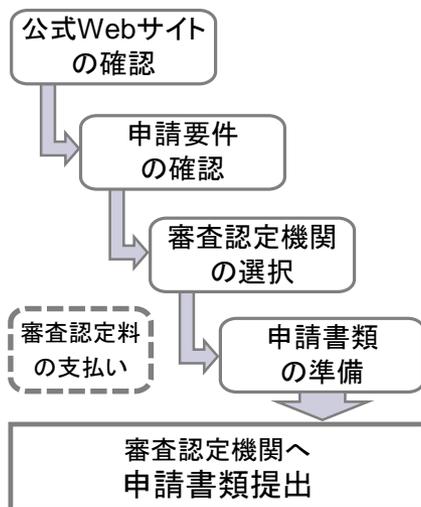
- ① 審査は、既にガイドラインに基づき職業訓練サービスの質向上に取り組んでいることを前提として進められます。「自己診断表兼補正報告書」(様式1-8)の確認事項だけでなく、ガイドライン本文における指針をよく理解した上で、質向上について取り組み、申請の準備を進めてください。
- ② 申請に関する具体的なご質問(申請書類やエビデンスについての不明点等)は、8/19(月) 10:00より各審査認定機関にて受付をいたします。

「申請の手引」 P.7

★申請書類の提出方法についての留意事項

審査認定機関ごとに、申請書類の提出方法(郵送・メール添付・Web等)が異なりますので、申請書類作成前に予め申請書類の提出方法について各審査認定機関へ詳細をご確認いただき、審査認定機関の指示に従って申請書類を作成してください。申請書類の提出方法によっては、6.6~6.7の作業は不要となりますので留意ください。

3 申請準備のポイント(2)



「申請の手引」 P.7

★申請書類の作成についての留意事項

- ① 昨年度提出された申請書類において不備の多かった点をまとめ、参考資料3に「申請書類に関するチェックリスト」として掲載しております。申請書類提出の際の確認にご活用ください。
- ② 昨年度の審査結果を踏まえ、理解不足の多く見受けられたガイドラインの参照項番について、参考資料4に「審査のポイント及びエビデンス例」としてエビデンスの補足説明や例をまとめ、提出必須のエビデンスについても記載しております。内容をご確認の上、申請書類「自己診断表エビデンス（写）」をご用意ください。

「審査のポイント及びエビデンス例」

職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定
令和元年度 審査のポイント及びエビデンス例

令和元年 7月 26日
一般社団法人 人材育成と教育サービス協議会

令和元年度職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定 第2版 20190726

参考資料 4

「申請の手引」に
参考資料4 として掲載

参照
「審査のポイント及びエビデンス例」
冒頭1.

1. 本紙の目的

ガイドライン適合事業所認定の審査は、受査事業所の質向上の取組について、ガイドラインの指針を満たしていることを判定する審査です。

本紙は、自己診断表の確認事項を審査のポイントとし、適合の判定にあたり最低限確認すべき事柄を、ガイドライン本文の指針や指針の補足説明に沿ってまとめたものです。

なお、本年度においては、昨年度不適合が多かった確認事項について、審査のポイントと求められるエビデンス例を、申請機関／受査事業所と審査員との共通認識とすることで、審査における透明性の強化と、申請機関／受査事業所の申請準備に係る負荷の軽減を図ります。

「審査のポイント及びエビデンス例」の構成

参照

ガイドライン参照項番: ガイドライン本文の指針ごとに付された番号を記載

自己診断表の確認事項: 自己診断表の確認事項を審査のポイントとして記載

「審査のポイント及びエビデンス例」冒頭2.～3.

No.	ガイドライン参照項番	自己診断表の確認事項(審査のポイント)	種別	求められるエビデンス		例
				種別	補足説明	
1	3.1.1	(1) 社会の景気動向や雇用情勢等の情報を把握していますか?	取組の証拠・記録	経済及び雇用失業情勢、産業構造等の社会動向の把握について、以下がわかるもの。 ・情報収集の対象 ・情報整理の結果	<p>「留意事項」</p> <p>◆把握したニーズの活用は、「3.1.2 把握したニーズ等の分析結果の活用」の審査範囲である。</p> <p>◆本項番においては、キャリアコンサルティング等を通じて受講予定者が保有する個人情報を入力する場合にのみ、個人情報の適切な取扱いについて審査対象となる。</p> <p>(審査対象となる場合、以下がわかる取組の証拠・記録が求められること)</p>	- 収集資料・データ
2		(2) 地域の業界団体や事業所等のニーズを把握していますか?	取組の証拠・記録	ヒアリングやアンケート等を通じた、地元業界団体や想定就職先のニーズ把握について、以下がわかるもの。 ・情報収集の対象 ・情報整理の結果	<p>「留意事項」</p> <p>◆考えられ得る全ての多様なニーズへの対応について事前にリスト化することは必須ではない。</p> <p>◆多様なニーズに対する対応を、事前に定めていない場合には、以下のいずれかの取組が必要である。</p> <p>・過去の事例について情報を蓄積し、関係者に説明できるよう整理している</p> <p>・対応できない多様なニーズについて整理している</p>	- 収集資料・データ - ヒアリング結果 - アンケート結果
3		(3) 受講予定者等のニーズを把握していますか?	取組の証拠・記録	受講前の面談や選考の過程を通じた、受講予定者等のニーズの把握について、以下がわかるもの。 ・情報収集の対象 ・情報整理の結果	<p>「留意事項」</p> <p>◆考えられ得る全ての多様なニーズへの対応について事前にリスト化することは必須ではない。</p> <p>◆多様なニーズに対する対応を、事前に定めていない場合には、以下のいずれかの取組が必要である。</p> <p>・過去の事例について情報を蓄積し、関係者に説明できるよう整理している</p> <p>・対応できない多様なニーズについて整理している</p>	- 収集資料・データ - ヒアリング結果 - アンケート結果
4		(4) 多様な特性(国籍、言語や文化の違い、読み書き能力、障害等)を考慮して、関係するニーズ等を把握していますか?	取組の証拠・記録 または 手順・マニュアル	多様なニーズ等の把握について、以下がわかるもの。 ・情報収集の対象 ・情報整理の結果	<p>「留意事項」</p> <p>◆考えられ得る全ての多様なニーズへの対応について事前にリスト化することは必須ではない。</p> <p>◆多様なニーズに対する対応を、事前に定めていない場合には、以下のいずれかの取組が必要である。</p> <p>・過去の事例について情報を蓄積し、関係者に説明できるよう整理している</p> <p>・対応できない多様なニーズについて整理している</p>	取組の証拠・記録 - ヒアリング結果 - アンケート結果 - 対応記録簿 手順・マニュアル - 訓練実施マニュアル
5		(5) ニーズ等を継続的に把握する仕組みを明確にしていますか?	手順・マニュアル	仕組みについて、以下の項目等を含むもの。 ・ニーズ等を継続的に把握する仕組みの文書化・共有化 ・把握したニーズ等の活用 ・ニーズ等の情報の整理・保管等について定めたもの ⇒仕組みの項目例の詳細は、P14(仕組みの例)		- 訓練実施マニュアル

求められるエビデンス:

適合の判定にあたり、最低限確認すべきエビデンスについて「種別」「補足説明」「例」を記載。

補足説明:

求められるエビデンスについての説明を記載。補足説明に[必須項目]とあるものは、求められるエビデンスに記載されていなければならない項目です。

「補足説明」欄で「⇒〇〇の詳細は、P～」と記載のあるものは、ガイドラインの該当ページ「P～」を参照。

種別: 求められるエビデンスの種別。指針と確認事項に基づき、以下の3種を表中に記載。

手順・マニュアル :

ガイドラインの指針において、「手順/仕組/方法の明確化」等が示されている場合に求められるエビデンスの種別。

具体的には、手順書・マニュアル・手引など、仕事の進め方やノウハウに焦点をあて「誰が」「何を」「いつ」「どうやって」といったことを明確にしたもの。

取組の証拠・記録 :

ガイドラインの指針において、「把握/準備/整備/評価(等)」についての取組が示されている場合に求められるエビデンスの種別。具体的には、その取組の記録・証拠・成果物等。

規程 :

ガイドラインの指針において、「規程/規範の明文化」等が示されている場合に求められるエビデンスの種別。具体的には、文書管理規程・行動規範等。

「審査のポイント及びエビデンス例」(留意事項)

参照

「審査のポイント及び
エビデンス例」
冒頭4.

4. 提出必須のエビデンスについて

内部監査に関する以下のエビデンスは提出必須です。詳細は本紙4.7.2「内部監査」をご確認ください。

- ・ 内部監査手順書（別添1に例を掲載）
- ・ 内部監査計画書（別添2に例を掲載）
- ・ 内部監査報告書
- ・ 是正処置報告書（是正を実施した場合のみ提出）

※別添3「エビデンスとして提出可能な求職者支援訓練認定様式一覧」はエビデンスとして提出できる求職者支援訓練の認定申請様式についてまとめたものです。

審査認定機関について

令和元年度の審査認定機関は以下のとおりです。

機関コード	審査認定機関名	区分
JM	JAMOTE認証サービス株式会社	専門学校や各種学校の学校法人で行われている職業訓練に精通している
		職業訓練に関するマネジメントシステムに精通している
		遠隔地を含む地方都市で行われている職業訓練に精通している
JD	一般社団法人 全国産業人能力開発団体連合会	資格取得や技能習得を目的とした職業訓練に精通している
JS	日本規格協会ソリューションズ株式会社	高度な実務人材の養成を目的とした職業訓練に精通している

- 審査認定機関のお問合せ先については、公式Webサイト「審査認定機関一覧」をご覧ください。
- 審査の概要や流れ(申請受付方法、審査手順等)に関しては、公式Webサイト「審査認定のご案内」をよくお読みになった上で、ご不明点については審査認定機関へお問合せください。
- 申請に関する具体的なご質問(申請書類やエビデンスについての不明点等)は、公平性を期すために、8/19(月)より各審査認定機関にて一斉に受付を開始いたします。